

1965年2月9日(第2回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後3時39分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	藤木郎	2番	比嘉	定堯
3番	天久	盛雄	4番	安政	富盛
5番	石川	田嶽六	6番	仲村	春英
7番	稻嶺	正辰	8番	石田	英正
9番	安里	明	10番	又吉	弘昇
11番	石川	繁	12番	大川	正永
13番	伊佐	真	14番	仲裕	壽
15番	宮城	盛昌	17番	伊佐	真
18番	中里	幸助	19番	武島	行男
20番	仲村	盛光	21番	古波藏	清次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。

16番 宮里 敦行

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

16番 宮里 敦行

5. 市町村自治法第61条の規定により、議事聴取のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	吳	眞村	徳	信俊	誠幸
秘書課長	松川	正義	住民課長	星	里佐城	仲友	智	仁
民生課長	当山	智喜	財政課長	奥伊				
水道課長	田嶽	吉真	経済課長	大				
建設課長	鳥	褒昌	消防課長					

1965年2月9日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後3時39分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天	久	誠	太郎	2番	比	定	亮	信	果	正	弘	界	永	寿	男
3番	天	久	川	雄	4番	彌	安	次	信	昌	英	正	弘	界	永	寿
5番	石	川	真	六	5番	富	仲	次	昌	英	正	正	弘	界	永	寿
7番	稻	穂	正	康	6番	村	大	又	英	洋	正	正	弘	界	永	寿
9番	安	里	安	明	8番	田	吉	大	喜	洋	行	喜	正	弘	界	永
11番	石	川	真	繁	10番	吉	川	伸	喜	洋	行	喜	正	弘	界	永
13番	伊	佐	佐	得	12番	村	村	伸	喜	洋	行	喜	正	弘	界	永
15番	宮	城	城	昌	14番	佐	佐	伸	喜	洋	行	喜	正	弘	界	永
18番	中	里	幸	助	17番	伊	武	古	喜	洋	行	喜	正	弘	界	永
20番	仲	村	幸	光	19番	島	島	波	喜	洋	行	喜	正	弘	界	永
			盛		21番	古	波	波	喜	洋	行	喜	正	弘	界	永

3. 不応招議員は次のとおりである。

16番 宮 里 敏 行

出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は次のとおりである。

16番 宮 里 敏 行

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲	村	春	勝	助役	具	屋	眞	徳	信	信
総務課長	松	川	正	義	住民課長	長	仲	里	春	昌	信
民生課長	当	山	智	喜	財政課長	長	奥	佐	昌	友	信
水道課長	國	吉	真	義	経済課長	長	伊	城	大	仁	信
建設課長	島	袋	昌	兼	消防団長	長					

7. 議会事務局職員の出席者、  
事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 長由一  
相念 春光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第3、諮問第1号、市村合併の推進について、

議長～出席19名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしましたので、从今より本日の会議を開きます。(午前10時45分)

議長～日程第3、諮問第1号、市村合併の推進についてを議題といたします。

議長～本宗に対する質疑を求めます。

5番～市長にお尋ねいたします。諮問の2項、つまり推進事項のその2であります。合併の方法、そしょこの所に現時点の形態からして、あくまでも編入合併の方法で推進し、名を捨て災を取る見地から措置したい、こうなつております。名を捨て災を取るというのは具体的にどういうことでありますか。

市長～これは形式にはこだわらないという意味であります。

5番～形式にはこだわらないということは具体的にどういうふうなことですありますか。

市長～一応は編入合併を本体として進めるんだが、その中には推進協議会の話によつては、編入の場合にはこうだけれども、実際はこうしようという話し合いの場を持つて、そしてその協議の結果によつて、進めるやならん部署が出て来やせんかというので、こういうふうに示してある段であります。具体的には~~議会~~推進協議会が担当して、そしてその話し合いの中で問題が出て来るんじやな

7. 議会事務局職員の出席者。

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由 知念 香光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第3. 読問第1号、市村合併の推進について。

議長～出席19名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしましたので、从今より本日の会議を開きます。(午前10時45分)

議長～日程第3、読問第1号、市村合併の推進についてを議題といたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

5番～市長にお尋ねいたします。読問の2項、つまり推進事項のその2であります。合併の方法、そのための所に現時点の形態からして、あくまでも編入合併の方法で推進し、名を捨て実を取る見地から措置したい。こうなつております。名を捨て実を取るというのは具体的にどういうことでありますか。

市長～これは形式にはこだわらないという意味であります。

5番～形式にはこだわらないということは具体的にどういうふうなことですか。

市長～一応は編入合併を本体として進めるんだが、その中には推進協議会の話によつては、編入の場合にはこうだけれども、実際はこうしようという話し合いの場合を持つて、そしてその協議の結果によつて、進めにやならん部署が出て来やせんかというので、こういうふうに示してある訳であります。具体的には~~議~~推進協議会が発足して、そしてその話し合いの中で問題が出て来るんじやな

いかと予想されます。

タ 番～只今の説明では、つまり名を捨て実を取るということの真の意味はその前にあくまでも組入合併の方法を打ち出されております。しかしその次の文くの名を捨て実を取るということとは、時と場合によつてはあくまでも組入合併という方法は取り下げることもありまするという意味でありますか、

市 長～全面的に取り下げるということは考えておりません。組入合併ではあるんだが、その中でもこの点だけはこういふうにするという話し合いの余地があると思われますので、今の様なすべて組入の形式一本で通すという意味じやなしに、具体的な問題が出来ると、その中には合併は組入だけれどもこの件はこういふうにして進め様というふうな話し合いがあつてのことであれば、それは許されるんじやないかとこう考えております。

タ 番～合併の方法には、対等ときゅう取2つの方法しかないを私は思つております。しかしに、あくまでも組入合併であると打ち出しながら又他の方法もあるという様を、今御説明であります。これは合併の場合には対等であるか、さもなくば他の方法であるきゅう取であるか、そういうふうに詳しそうしておりますが、市長のお考えはその考えに基づいての見解ではないんですか、

市 長～その考えに基づいて、本体として組入合併を本体として、そして話し合いによつて問題においては、そこに話し合いの場を持つて、完全なる、即ち組入ではなくていう方式だけれども、この点はここでは話し合いでこうしようという協議を持つて合併の促進は出来るんじやないかというので、この文くを入れてある段であります。

タ 番～念を押して強めておきたいと思いますが、しかもほどの名を捨て実を取るというお考えは、組入合併をあくまで

いかと予想されます。

5 番～只今の説明では、つまり名を捨て実を取るということの真の意味はその前にあくまでも編入合併の方法を打ち出されております。しかしその次の文くの名を捨て実を取るということは、時と場合によってはあくまでも編入合併という方法は取り下げることもありますといふ意味でありますか、

市長～全面的に取り下げるということは考えておりません。編入合併ではあるんだが、の中でもこの点だけはこういふうにするという話し合いの余地があると思われますので、今の様なすべて編入の形式一本で通すという意味じやなしに、具体的な問題が出て来ると、その中には合併は編入だけれどもこの件はこういふうにして進め様といふうな話し合いがあつてのことであれば、それは許されるんじやないかとこう考えております。

5 番～合併の方法には、対等ときゆう取2つの方法しかないとは思つております。しかるに、あくまでも編入合併であると打ち出しながら又他の方法もあるという様な、今の御説明でありますが、これは合併の場合には対等であるか、さもなくば他の方法であるきゆう取であるか、そういうふうに詳しつくしてしておりますが、市長のお考えはその考え方に基づいての見解ではないんですか。

市長～その考え方に基づいて、本体として編入合併を本体としてそして話し合いによつて問題においては、そこに話し合いの場を持つて、完全なる。即ち編入ではこういう方式だけれども、この点はここでは話し合いでこうしようという議論を持つて合併の促進は出来るんじやないかというので、この文くを入れてある訳であります。

5 番～念を押して確めておきたいと思いますが、しかばこの名を捨て実を取るというお考えは、編入合併をあくまで

そうであるといふうに打ち出してあるんですが、この名を捨て災を取るというは、あくまで「組入合併」という言葉に対して「組合」においては、その他の方法もあり得るとそういうふうな金地を意味するんですか。

市長～場合によつて全部「組入」を取り消すんじやなしに、部分においては話し合いの場を持つということであります。

ラ 番～結局合併の方法は「組入合併」である。そうするとこの災を取るという言葉は「組合」によつては、いわゆる「対等合併」といふうな、そういうふうな意味合いでではない段ですね。

市長～場合じやなしにでずね、部分においては「組入合併」が本体であるんだが、あの問題においては、この話し合によつて、これを解決するという意味で「組入」の方式一<sup>タ</sup>本ぱりぞ行くという誤じやありません。

ラ 番～貴<sup>ア</sup>その「合併」の進め方についてお伺いします。促進法に基づき早急に関係市町による合併促進協議会の設置を行い、法令に基づく「推進」を図りたい、こういうふうにおなされております。市長がこういうふうにお考えになつておられるならば、早急に合併促進協議会の設置を期待しておられると思います。そこでその時期について、市長は何時頃までに促進協議会の設置を希望しておられるのか、もし市長自身の構想があれば、うけたまわりたいと思います。

市長～これはその答申が皆さんから得られたならば、すぐよく日で電話連絡をして、その準備にかかりたいとこう思います電話の連絡をして、促進をして促進協議会の会のその準則が政府から示されていますが、その準則によつて3ヶ月の代表で以つて、その事務が該当から手を離れてはいけない。そのためには必ず市その草案をねつて、それが出来あがつたらすぐ発足に入りたいとこう思つております。

ラ 番～只今の御答弁で、答申が得られた場合は、市長のお考え

そうであるというふうに打ち出しているんですが、この名を捨てて笑を取るというのは、あくまで編入合併という言葉に対して場合においては、その他の方法もあり得るとそういうふうな字眼を意味するんですか。

市長～場合によつて全部編入を取り消すんじやなしに、部分においては話し合いの場を持つということあります。

5番～編合併の方法は編入合併である。そうするとこの笑を取るという言葉は場合によつては、いわゆる対等合併というふうな、そういうふうな意味合いではない訳ですね。

市長～場合じやなしにですね。部分においては編入合併が本体であるんだが、あの問題においては、この話し合によつて、これを解決するという意味で編入の方式一本ぱりで行くという説じやありません。

5番～次その合併の進め方についてお伺いします。促進法に基づき早急に関係市村による合併促進協議会の設置を行い、法令に基づづく推進を図りたい。こういうふうにうたわれております。市長がこういうふうにお考えになつておられるならば、早急に合併促進協議会の設置を期待しておられると思います。そこでその時期について、市長は何時頃までに促進協議会の設置を希望しておられるのか、もし市長自身の構想があれば、うけたまわりたいと思います。

市長～これはその答申が旨さんから得られたならば、すぐよく日で電話連絡をして、その準備にかかりたいとこう思います。電話の連絡をして、促進をして促進協議会の会のその準則が政府から示されていますが、その準則によつて3市村の代表で以つて、その準則が政府から示されていますが、その準則によつて3市その草案をねつて、それが出来あがつたらすぐ満足に入りたいとこう思つております。

5番～只今の御答弁で、答申が得られた場合には、市長のお考え

通り答申が得られた場合には、すぐ促進協議会の設置にいわゆる踏み出すというふうな考え方である様ですが、すぐといつてもまちまちであります。何時頃までですか

市長～本議会が今日ですめば明日は電話で連絡いたしまして両村の都合があさつてでもいいということであれば、草案の起草にかかるから集つてくれというんで、あさつてから始め、それが3日間で出来あがれば3日後には一応又各市町村同じ様な紙を又議会にかけて、これでいいということになれば、すぐ満足する格こうになる訳であります

◎番～答申が得られたらすぐ連絡なされるという、今の言葉つかいでありますが、この連絡というのは議会に持せモ合併見度　いわゆる北中城及び中城村に対して合併促進協議会を設置しようじゃないかという申し入れでありますか

市長～はい

◎番～ということは眞理市から隣接の2村に対して、促進協議会の設置を呼びかけるということになる訳ですね。  
(はい)◎の令の時期、合併促進協議会において商談し、その後法令手続によつて決定したい。  
これは促進法に基づいて、当然そうなる問題であります  
が、市長御自身としては、合併を実現、議手続を得て関係市町村が実際に合併してよりの地方自治体を新しい地方自治体を発足させるという、その時期は御自身の任期中になさろうという考え方でありますか・なししたいという考え方でありますか。

市長～そうであります。

◎番～聞かせて貰いたします、目下眞理市の直面しておる重要な問題は都計部業であると思ひます、その場合に今先の市長の御答弁にあります様に任期中と申しますのは

通り答申が得られた場合には、すぐ促進協議会の設置にいわゆる歩み出すというふうなお考えである種ですが、すぐといつてもまちまちであります。何時頃までですか

市長～本議会が今日ですめば明日は電話で連絡いたしまして両村の都合があさつてでもいいということであれば、草案の起草にかかるから集つてくれというんで、あさつてから始め、それが3日間で出来あがれば3日後には一応又各市村同じ様な案を又議会にかけて、これでいいということになれば、すぐ発足する格こうになる訳であります

5番～答申が得られたらすぐ連絡なされるという。今の言葉つかいでありますが、この連絡というのは隣村に対する合併促進いわゆる北中城及び中城村に対して合併促進協議会を設置しようじやないかという申入れでありますか

市長～はい。

5番～ということは宜野湾市から隣接の2村に対して、促進協議会の設置を呼びかけるということになる訳ですね。  
(はい)5の合併の時期、合併促進協議会において協議し、その後法令手続によつて決定したい。  
これは促進法に基づいて、当然そうなる問題であります  
が、市長御自身としては、合併を実現、諸手続を得て関係市町村が実際に合併して1つの地方自治体を新しい地方自治体を発足させるという、その時期は御自身の任期中になさろうという考え方でありますか・なしたいというお考えでありますか。

市長～そうであります。

5番～聞直して質問いたします。目下宜野湾市の直面しておる重要な問題は都計事業であると思います。その場合に今元の市長の御答弁にあります様に任期中と申しますのは

と2ヶ月たらずであります、2ヶ月たらずの以内に合併実現をするには、それまでの内部における所の諸手続き、非常に複雑な手続き、更に又関係全市村民の賛同といった様々な複雑ないわゆるからみ合つた非常に難しい問題であります  
が、これを向こう2ヶ月以内の短期間内にやるには、それに全力を集中しなくちや実現はおぼつかないとまいります。  
只でさえスムースに行つてはいけませんのに、部計事業はその場合にいわゆるストップ状態になる恐れでございますか。

市長～そうでありません、どこまでも宜野湾市の計画の仕事を進めつつ、その合併の促進をやりたいとどう思つております。

◎ 番～うさぎとからずを同時にねらつて、どちらにもがすと考えられます  
ますが、現在合併関係の事業に何等ふれていない時点においてさえも、本直に申し上げたら執行部の執行態勢は決して完全であるとはいえない。にもかかわらず都計事業も重要な問題であるし、合併関係の事業も重要な問題であるのに、両方やり通したいという意図よくは充分称賛に値しますが、果して実行可能であるかどうか、その辺の見解をお聞かせ願います。

市長～可能であると思います。

◎ 番～充分自信を持つて、それじやその施策を進めていかれるお考えである段ですね。

市長～はい。

◎ 番～はいわかりました。

◎ 番～この際の合併促進の基本方針というのがございますが、既に市長としては基本方針を打ち出されだ以上は、一応大宜野湾市建設という大きな構想を持っておられると思

おと2ヶ月年たらずであります。2ヶ月年たらずの以内に合併実現をするには、それまでの内部における所の話手続、非常に繁雑な手続き、更に又関係全市村民の賛同といつた様な複雑ないわゆるからみ合つた非常に難しい問題であります。が、これを向こう2ヶ月年以内の短期間内にやるには、それに全力を集中しなくちや実現はおぼつかないと思います。只でさえスムースに行つているとは申しませんのに、都計事業はその場合にいわゆるストップ状態になる訳でござりますか。

市長～そうではありません。どこまでも宜野湾市は宜野湾市の計画の仕事を進めつつ、その合併の促進をやりたいとこう思つております。

5番～うさぎとからすを同時にねらつて、どちらにもがすと考えられますが、現在合併関係の事業に何等ふれていない時点においてさえも、本直に申し上げたら執行部の執行態勢は決して完全であるとはいえない。にもかかわらず都計事業も重要問題であるし、合併関係の事業も重要問題であるのに、両方やり通したいという意味よくは充分称賛に値しますが、果して実行可能であるかどうか。その辺の見解をお聞かせ願います。

市長～可能であると思います。

5番～充分自信を持つて、それじやその施策を進めていかれるお考えである訳ですね。

市長～はい

5番～はいわかりました。

3番～この語間の合併促進の基本方針というのがございますが、既に市長としては基本方針を打ち出された以上は、一応大宜野湾市建設という大きな構想を持つておられると思

247

います、それにつきまして3市村合併した場合には都計のまつ序、或はそういう大きな、大体の経済細部の問題は早急に実現するということであります、大体の今の諸問題なされる段階において、3市村を合併してどういう構想で大宜野湾市を建設するお考えであるか、お聞かせ願います。

市長～どういう構想でといだつたまほく話としておりますが、宜野湾市が市に昇格して、そして都市計画のいわゆる宜野湾市の勢力範囲というものを、日本の方から技術者を招いてしん断をしてもらつたことがありますね、その場合に宜野湾市が発展した場合には宜野湾市の制限、すべて経済やその他の人為的なこの生産の場面に要する様な条件というのは、勢力範囲というのは大体これからこれまでに及ぶだろうと示されたのが、この2ヶ月で部分的にいうと北前とか或は西原小も入つておりますが、このけん内に入つておりますので、宜野湾市が今後本当に順調に発展するんであつたならば、これはそのけん内に加えての発展を望むにはどうしても試算にその経済勢力の範囲だけじゃなしに、行政までも一語にする必要があるんじゃないかと、将来はやはり今度がとを考えている様な合併の方向にいくんだろうということは、かねてあら私は予想はしておりました。今日福井の宜野湾の発展ということになりますと、その両村はどうしても、行政的にもいろいろ関連し、深い関係を持つのであるから、この設合併をして3市村の今後の発展を期そうという構想であります、具体的な施設はどうなるか、或はその他の事業はどうなるかと、具体的な問題は今後の新合併町村のこの變更によつて、政府の補助金を得て、そしてその地域の発展に今までの3つに分れた世帯での予算規模よりももつと大きな予算規模でもつて行けばやり良いというふうな考え方で、これを進めている様な所であります。

3番～只今市長さんの御答弁の中に元程日本の技術者の方々が

います。それにつきまして3市村合併した場合には都計のちつ序、或はそういう大きな、大体の構想額都的構想は早急に実現するということありますが、大体の今の諮問なされる段階において、3市村を合併してどういう構想で大宜野湾市を建設するお考えであるか。お聞かせ願います。

市長～どういう構想でといだつたらばく然としておりますが、宜野湾市が市に昇格して、そして都市計画のいわゆる宜野湾市の勢力範囲というものを、日本の方から技術者を招いてしん断をしてもらつたことがありますね。その場合に宜野湾市が発展した場合には宜野湾市の制度、すべて経済やその他のいわゆる人為的なこの生活の場面に要する複雑な条件というのは、勢力範囲というのは大体これからこれまでに及ぶだろうと示されたのが、この2ヶ村で部分的にいうと北前とか或は西原小も入つておりますが、このけん内に入つておりますので、宜野湾市が今後本当に順調に発展するんであつたならば、これはそのけん内に加えての発展を望むにはどうしても只單にその経済勢力の範囲だけじゃなしに、行政までも一語にする必要があるんじやないかと、将来はやはり今度府がとなえている様な合併の方向にいくんだろうということは、かねてあら私は予測はしておりました。今日福井の宜野湾の発展ということになりますというと、その両村はどうしても、行政的にいろいろ関連し、深い関係を持つのであるから、この際合併をして3市村の今後の発展を期そうという構想でありまして、具体的な道路網はどうなるか。或はその他の事業はどうなるかと、具体的な問題は今後の新合併市町村のこの変更によつて、政府の補助金を得て、そしてその地域の発展に今までの3つに分れた世帯での予算規模よりももつと大きな予算規模でもつて行けばやり良いというふうな考え方で、これを進めている様な所であります。

3番～只今市長さんの御答弁の中に元程日本の技術者の方々が

しん断したことがあるんだという事であつた段であります  
が、その当時の説教するという場合に、申請城と一  
帯も含めるべきだという様な勧告を聞いたことがある段  
であります、その場合に行政署けん内に届入するとか  
そういう場合のことはあまりなかつたと思ひますが、し  
かしこれは行政けんに届入しなければ出来ない、何れば  
いかない問題であります、弊はこの宜野湾の開拓の時  
点でさざいますが、是非沿岸の時点はどうしても宜野湾  
の都計上これはその地域まで含めなければいけん段点と  
予め含めるべき地域であるかと、そのためには是非予めそ  
こは含めるべきであるとか、或は現段階の都計の推進状  
況によつて或は町の開拓状況によつて、この地域は是非  
届入しなければいけん地域であるとかという場合のこの  
時点の問題でさざいますが、市長さんの先程の御答余によ  
りますと、宜野湾が經濟的に発展して行く段階だとい  
うことであります、我々の考え方では今都計の問題もま  
だ計画の段階で測量もつもしてないという様な時点で沿  
岸内被接と、向うまで包含しなければ説明でないとい  
う結論を出しておる段であります、それに對して市長の  
見解が相当違う様であります、この宜野湾市の都計上、  
是非向こうまで含めなければいかんという現時点にお  
いての結論が出てゐるかどうか、その点お聞きかせ願  
いたいと思つております。

市長～現時点においては是非あそこまで含めなければ、宜野湾  
の都計は出来ないという時点は承ておりません。  
宜野湾の都計が何もしてないといいますけれども、弊  
はいちいち市内を測量もして、政府の都計審議会で審議  
も受けて法的にも、これがのせられ、そして本年度から  
区画整理事業にかかるというふうなことになつております  
が、これは否認しなければ出来ないのかと/orと、そ  
うじやありません、宜野湾市は今まで立てたプランをそ  
のまま進めていけるとこう思つております。将来の宜野  
湾市の都計というものは、その部分で止まるんでなしに  
発展すれば発展する程、それだけの事で存りますから、将

しん断したことがあるんだという事であつた訳であります  
が、その当時の説教するという場合に、申城城あと一  
轍も含めるべきだという様な勧告を聞いたことがある訳  
であります、その場合に行政届けん内に編入するとか  
そういう場合のことはあつたと思ひますが、しかしこれは  
行政届けんに編入しなければ出来ない、何れは  
いかない問題であります、渠はこの宜野湾の発展の時  
点でございますが、是非発展の時点でどうしても宜野湾  
の都計上これはその地域まで含めなければいかん時点と  
予め含めるべき地域であるかと、そのためには非予めそ  
こは含めるべきであるとか、或は現段階の都計の推進状  
況によつて或は町の発展状況によつて、この地域は是非  
編入しなければいかん地域であるとかという場合のこの  
時点の問題でございますが、市長さんの元程の御答弁に  
よりますと、宜野湾が経済的に発展して行く段階だとい  
うことであります、我々の考へでは今都計の問題もまだ  
計画の段階で測量一つもしてないという様な時点で発  
展的段階と、向うまで包含しなければ時期でないといふ  
結論を出しておる訳であります、それに対して市長と  
の見解が相当違う様であります、この宜野湾市の都計上、  
是非向こうまで含めなければいかんという現時点にお  
いての結論が出ておるかどうか、その点お聞きかせ願  
いたいと思つております。

市長～現段点においては是非あそこまで含めなければ、宜野湾  
の都計は出来ないという時点は来ておりません。  
宜野湾の都計が何もしていないといいますけれども、渠  
はいちいち市内を測量をして、政府の都計審議会で審議  
も受けて法的にも、これがのせられ、そして本年度から  
区画整理事業にかかるというふうなことになつております  
が、これは合併しなければ出来ないのかといふと、そ  
うじやありません。宜野湾市は今まで立てたプランをそ  
のまま進めていけるとこう思つております。将来の宜野  
湾市の都計というものは、その部分で止まるんぢなしに  
発展すれば発展する程、それだけのびて行きますから。渠

来は含めたいということは、先程説明した通り日本の技術者の助言にもありました様に、審査はどうしてもそこまで含めなければいけないんじゃないかと、こう思つてているだけであつて現在で今ぞ合併しなければもう設計は進められないのかということになりますと、そろではないということをあります。

3番～市長さんの御質問の中に宜野湾市が審査という構想を打ち出しておられるということは、はつきりしている段であります。それに就いてすぐ明記からも現実会を思つて、暗黙においてはこの提進委員会が決める段であります。そういう考え方を持たれると、凡我々が懸念しておるのは、現在の宜野湾市の設計を踏めてから、既に予算になると、そこに就いて調査の結果から或は設計見直しそういう様な金の出る段階において我々としても、自分の自己負担だけはどうしても進められないと、政府の援助がなければいかんと、いう場合に政府としてはその具体的計画がなければ金は出せないという段で、今の所本年からはその事業に入られるといふんだが、それが都計においても既に今後の歳月をながめて、それから不平局からやろうということをあります。金額といふことが訂正され、仮りにでまと全額に出でております所の7月1日を目標にするという事が、実現するとしましたら、直に政府としてはそういう対応する所のある程度の援助が得られると、しかしこれがいろいろな計画とか具体的な資料がなければ、政府としても、これは金は出せないと、決してそういう所まで、我々はすぐ合併して金が出るという期待をあせつてゐるんだが、計画がなくても、政府は金を出してくれるんであるからそういう精緻なる計画の下に金を出すもんであるか、これは財務費向に政府としては出すべき金であるかですね、その点をお聞かせ願いたいと思つてます。

市長～今の御質問はどういう意味ですか、

来は含めたいということは、元程説明した通り日本の技術者の助言にもありました様に、将来はどうしてもそこまで含めなければいけないんじやないかと、こう思つてゐるだけであつて現在で今で合併しなければもう都計は進められないのかということになりますと、そうではないということです。

3番～市長さんの御答弁の中に宜野湾市が将来という構想を打ち出しておられるということは、はつきりしている訳であります。それにおいてすぐ明日からも委員会を開こうと、時期においてはこの促進委員会が決める訳であります。そういう考え方を持たれておると、只我々が懸念しておるのは、現在の宜野湾市の都計を進めてから、既に5年になると、そこにおいて調査の段階から或は設計見直しそういう様な金の出る段階において我々としても、自分の自己財産だけではどうしても進められないと、政府の援助がなければいかんと、いう場合に政府としてはその具体的計画がなければ金は出せないという段階で、今の所本年からはその事業に入られるというんだが、それが都計においても既に4ヶ月年の歳月をながめて、それから不年度からやろうということですが、金儲ということが打ち出されて、仮りにですよ今新聞に出でております所の7月1日を目標にするという事が、実現する所としましたら、直に政府としてはそういう対応する所のある程度の援助が得られると、しかしこれがいろいろな計画とか具体的の資料がなければ、政府としても、これは金は出せないと、果してそういう所まで、我々はすぐ合併して金が出るという期待をあせつてゐるんだが、計画がなくとも、政府は金を出してくれるもんであるからそういう鉅額なる計画の下に金を出すもんであるか、これは義務賛同に政府としては出すべき金であるかですね。その点をお聞かせ願いたいと思つています。

市長～今の御質問はどういう意味ですか。

3 番～都計においてもですね、既に4丁年の歳月がかつて、これから実行の段階に移るということありますが、これは細部町計画を出して、政府としてもそれに基づいて、それが妥当だという意を出して始めて、政府の援助もえられるということであるが、この合併ということは、大きな政府の援助を得られるとか、この合併促進法が切れるから、その援助がなくなるとか、そういう問題がよく新聞に出ている様であります、そうなつた場合には、それまでに具体的そういう政府が援助するだけの計画を立て、そういう資金の援助があわせる見込があるかどうかという意味です。

市長～合併に対する援助ですか、互恵的の都計の援助ですか。

3 番～都計においても4ヶ月かかつておると、しかし都計においては、既に合併してすぐ事業をやらなければいけませんが、それに對して、それに對応するだけですね、具体的計画がすぐ出来るかどうかという状です。

市長～それは合併の事業としてですか。

3 番はい、マニラの合併の事業としてですね。

市長～まだ合併の事業についてはですね、合併したら、こうこういう事業をして政府の援助を得るという計画は、これから合併後にこの審議会の場合にても、一応は条件として政府にも申し入れはすると思ひますけれども、今合併後の事業計画としてはまだ市として立てておりません。

3 番～じやもう一つお聞かせ願いたいと思いますが、合併促進をするためにお互の現在の機関のですね、都計開拓をやつておる所の職員の事業をさくおそれはないかどうか。

市長～そういう心配はないと思います。



3 番～都計においてもですね。既に4ヶ月の歳月かかつて、これから実行の段階に移るということになりますが、これは細部的計画を出して、政府としてもそれにに基づいて、それが妥当だという線を出して始めて、政府の援助もえられるということであるが、この合併ということは、大きな政府の援助が得られるとか、この合併促進法が切れるから、その援助がなくなるとか、そういう問題がよく新聞に出ている様であります。そうなつた場合には、それまでに具体的そういう政府が納得するだけの計画を立て、そういう資金の援助があおげる見込があるかどうかという意味です。

市長～合併に対する援助ですか。宜野湾の都計の援助ですか。

3 番～都計においても4ヶ月かかつておると、しかし都計においては、既に合併してすぐ事業をやらなければいけませんが、それに対して、それに対応するだけのですね。具体的計画がすぐ出来るかどうかという試です。

市長～それは合併の事業としてのですか。

3 番はい。

市長～まだ合併の事業についてはですね。合併したら、こうこういう事業をして政府の援助を得るという計画は、これから合併後にこの審議会の場合にでも、一応は条件として政府にも申し入れはすると思いますけれども、今合併後の事業計画としてはまだ市として立てておりません。

3 番～じやもう一つ聞かせ願いたいと思いますが、合併促進をするためにお互の現在の模様のですね。都計問題をやつてある所の職員の事業をさくおそれはないかどうか。

市長～そういう心配はないと思います。



3 番～分りました。

5 番～先程の答弁の中で、いわゆる2ヶ月以内に合併を実現したいと、そういう想定の下で、いわゆる面見を進められているという御説明でありました。合併をやる目的について、その児童の目的が促進法第1条にうたわれている通り、住民の福し向上であることは、これは論議の余地はありません。只しかし時期というのは問題にされなくちやいかないと思つてあります。今予定されている所の宜野湾 ブロックについて、個々の市村を比較して見ました場合に宜野湾市は都計事業という重要な事業に全力を集中しなくちやいかない様な時点にあります。他村はそれほど重要な地方自治体の事業としても事業はかかえていないだろうと私は思つております。こういう時点において合併した方がいいというこの比重は宜野湾市と他2村を比較した場合はどちらにその重きをおさますか。例えば宜野湾市の方からなるべく早く合併した方がいいという立場であるのか、更に宜野湾市と比較して他の2村の方がなるべく早く合併した方がいいという立場にあるのか、現時点におきましていわゆる合併するということは、先程申し上げました様に、これは時勢の問題で、時勢の問題といつよりも、当然この適正な規模に持っていくために必要であります。宜野湾市の場合は客觀条件が果して今妥当な時期であるかどうか、私はここにポイントを集中したいと思ひます。そこで合併促進協議会の設置に関する申し入れを他の2村から宜野湾市にではなくて、逆に宜野湾市長から、他の2村に対してもされるということは、如何ような立場でそういうふうな行動をなされますか。御見解をお願いします。

市長～今の御質問で始めて宜野湾市には大事な都計事業があるし、他の2村ではないんだが、他の2村のために宜野湾市の都計事業の進行がとどまる様なことはないかという始めの何かと思つております。

5 番～私は最初に申上げましたのは、現在宜野湾市がおかれています



いる状態を私の感じたままに申し上げました。そして後でそういうふうな客觀条件はそういう立場でありながらあえて宜野湾市の方から、他2村の方に協議会設置の申し入れをなすということは、つまり宜野湾市は他2村よりも合併を早くしなくちやいがない状勢にあると判断された上であるのか、その辺の市長さんの真意を私は知りたい訳でございます。

市長～合併の呼びかけを外からされたのか、宜野湾市から呼びかけをするのか、呼びかけをするとしたならば、どうして呼びかけをする様になつたかということを知りたいという御質問でございますね。

5番～呼びかけをしたいというのは、元程の市長の答弁から分りました。そこでとにかく合併関係市町村がどちらからか或は同時にということもあり得るんですが、元程の答弁で語間にに対する答應が得られたら、明日にでも協議会設置の申し入れを他2村にやるとこういうふうな説明がありました。（はい）  
ということは他2村からそういう申し入れがある前に、元がけて宜野湾市から他2村に協議会設置方の申し入れをやるということです。その場合宜野湾市は他の2村に比較して合併しなくちやいかない様な、そういうふうな状況であると判断されているんですか。

市長～他の2村よりも合併しなければならないという至急な状況に他の2村よりも到達しているという意味でございますか。

5番～じや質問をこういうことに譲しやすくして頂きます。この宜野湾ブロックである所の宜野湾市、北中城村並びに中城村。この3市村合併が現在一応は予定されておりますが、早急に合併した方がいいという立場にあるのは、宜野湾市であるのか、その3つのうち或は宜野湾市よりも

申候であるのか、北申候であるのか、どちらであると市長はお考えになつておりますか。

市長～今までに貴さんの質問にも答へはどうなつてゐるかといふ質問があつて、他の2村の状況なんかもお伝えしたと思いますが、両中誠はどちらかというと宣野博市以上に積極的であります。所が先きも御質問にもありました様に答へるのを宣野博市にあるんであつて、宣野博はどうかと今まで再々いわれた點であります。実はこの会合についての、これを批准しようどうなうな所まで考究づいたのが、今日今度は宣野博市でもつてその辺に組入の合意ということになりますと、どうしても主導性を宣野博が持つて、これを呼びかけしなければならんと、こういう所からどちらかというと、中城、北申城でもこの民進協議会は早く持ちたいというのは、今までの荷物の両村長さんあたりからの話であります。要はこれが、よし答へを促進してよろしいということになれば明日でもどちらから、特に組入とかいうことになりますといふと、正体はここになつて、どちらから呼びかけする必要があると、こういう所から今日のその貴さんの質問に対する答申でも見て、これを呼びかけしたいという考え方である段です。

5 市長～今度の御説明の中に合併したいという立場は宣野博市よりも両中城村の方が積極的である。こういう答弁をなされました。然後として積極的である村側より、積極的じやない方に位置方の申し入をするのが、これは信義であります。更に又どちらは主導であるからという云々がありましたが、これは主導権例であります。主導ということは協議会設置した後のその協議会の活動において、当市が主導となるべきという話しながら分りますが、設置までの動きにおいて積極的でない宣野博市が積極的である。他村に協議会設置の申し入れをなすというてとは、すじが通りません、ですから真今この市長の私の質問に答える答弁は全く答弁になつておりません、もう一度も申し考え

中城であるのか、北中城であるのか、どちらであると市長はお考えになつておりますか。

市長～今までに貴さんの質問にも合併はどうなつてゐるかという質問があつて、他の2村の状況なんかもお伝えしたと思いますが、両中城はどちらかといふと宜野湾市以上に積極的であります。所が先きも御質問にもありました様に合併のかぎは宜野湾にあるんであつて、宜野湾はどうかと今まで吾々いわれた訳であります。実はこの合併についての、これを促進しようというふうな所まで考えついたのが、今日今度は宜野湾市でもつてその間に組入の合併ということになりますといふと、どうしても主体性を宜野湾が持つて、これを呼びかけしなければならんと、こういう所からどちらかといふと、中城・北中城でもこの促進協議会は早く持ちたいといふのは、今日までの間この両村長さんあたりからの話でありますて、要はここが、よし合併を促進してよろしいということになれば明日でもこちらから、間に組入といふことになりますといふと、主体はここになつて、こちらから呼びかけする必要があると、こういう所から今日のその貴さんの質問に対する答申でも得て、これを呼びかけしたいという考え方である訳です。

市長～今元の御説明の中に合併したいという立場は宜野湾市よりも両中城村の方が積極的である。こういう答弁をなされました。常識として積極的である村側より、積極的じやない方に設置方の申し入れをするのが、これは常識であります。更に又こちらは主体であるからという云々がありました。これは主客転倒であります。主体ということは協議会設置した後のその協議会の活動において、当市が主体となるべきという話しなら分りますが、設置までの動きにおいて積極的でない宜野湾市が積極的である他村に協議会設置の申し入れをなすということは、すじが通りません。ですから只今の市長の私の質問に対する答弁は全く答弁になつております。もう一度もし考え方

市長へぢや根拠的でないというふうなことにします。私の見る所では、そうだと思つております。

5 番～ですから被相討である所より、更にそれに加縛して、そうじやない所には彼方の申し入れをするのが、これは異常なありかたであります。それをあえて假故當局の方から被相討である他の村の方に協議会設置の申し入れをなされますが、その何か其の理由が書つたらおほかせ願ひます。

次にこれは政治家の力ばかりの前席の御用ひがみのまゝにはな  
間題は宣野町にがまつてゐるから宣野町の事務局が出来ただ  
もうすぐ、その連絡をするからといふがうことを私社  
いつでありますので、もう宣野町もこれに従ふてよろし  
い、促進してよろしいといふことになつてゐるといふて  
とありますとして、それを連絡しない間は、何時までも  
宣野町は会合に対して応じないというふうな態度で結局  
今日政府で出されている市町村合併の時限表も那以前があ  
りますので、宣野町がせん延して、それが出来ながづた  
といふことになつては困るので、宣野町がこれを相違さ  
てもいいということであれば、すぐ跡うにこちらの促進  
していいから一緒にになって、その促進協議会の起業をし  
ようじやないかとということを呼びかけといいますか、連  
絡をしたいとこういうことであります、その連絡しては  
いかんといふことでありますれば、又別の問題であります  
がね、それはそれで問題を立てておきたいと思いますが、ア  
ルニーニーの問題で申しますと、なぜかといふと、アレ  
番組連絡してはいかないといつておりますがん、これがから草書  
十字表した様に会合に対してより運営する事務局から協議

なおせる点があつたら御答弁をお願いします。

市長～ちや積極的でないというふうなことにします。私の見る所では、そうだとと思つております。

5番～ですから積極的である所より、更にそれに比較して、そうじやない所に設置方の申し入れをするのが、これは妥当なあります。それをあえて何故當司の方から積極的である他の村の方に協議会設置の申し入れをなされますか。その何か其の理由があつたらお聞かせ願います。

市長～何故呼びかけをするかということですか。

5番～はい

市長～これは政府の方からこの前話し合ひがありました様に、問題は宜野湾に立つてゐるから宜野湾の準備が出来たらもうすぐ、その連絡をするからということを私はいつておりますので、もう宜野湾もこれに進んでよろしい。促進してよろしいということになつてゐるということをありますし、それを連絡しない間は、何時までも宜野湾は合併に對して応じないというふうな態度で結局今日政府で出されている市町村合併の時限法も期間がありますので、宜野湾がせん延して、それが出来なかつたということになつては困るので、宜野湾がこれを促進してもいいということであれば、すぐ向うにこちらも促進していいから一話になつて、その促進協議会の起業もしょくじやないかということを呼びかけといいますか、連絡をしたいとこういうことであります。その連絡してはいかんということでありますれば、又別の問題でありますね

5番～連絡してはいかないといつております。先程から申し上げました様に合併に對してより積極的の他村から協議



会設置方の申し入れをなすのが、これは常識的な考え方であります。あえてこちらの方からなしたからには、元程の市長さんがいわれたれた理由としては、こちらが主体だからということでありましたが、これは協議会設置以後の活動においての主体であつて、ですから私は他に理由はあると思いましたから、眞の理由を問うた訳であります。そこで今の説明で政府との関連においてお話し下さいましたが、大体分りました。そこでつけ加えてお伺いしたいと思うんですが、合併に対して最初から最後までの態度は又考え方方は政府の方方に立つてなされるのか、宜野湾市の市長という立場になつて考えられるのか、その基本的ないわゆる問題でありますから、その辺を1つ遺憾なくお聞かせ願いたいと思います。

市長～宜野湾市長としての立場でどこまでも進めている訳であります。

5番～それならば他村が宜野湾市より積極的であるということは、宜野湾市長としても、別に合併しなくちやいかないというまでの、いわゆる合併したいというふうな積極性はないと思われますが、何故あえてこちらから申し入れをなされますか、他村から申し入れがあつた場合、当市はそれを受けて審議検討するというふうに、そういうふうな方法は取れないのですか。

市長～向こうから再々申し入れはありました。今まで宜野湾市の準備がよだだからというので、今まで待つた訳であります。それで宜野湾の準備というのは、いわゆる促進してもいいというはだがためをして、そうしてこれにかかる準備が今まで出来なかつたので、これをことわりもしないまま候附申だ、候附申だというので、これを強制しなかつた訳であります。大体これで別に合併しても宜野湾市に取つて心配することもない。かえつてこちらに取り上げられた様なこの大局的に考えて答案においては、合併した方が宜野湾市としても有利だということ



に取り次めをいたして、これを促進しようとして、今諮問にこういう方法で進めたいがというふうに諮問した訳であります。

5 番～辰巳他村から申し入れがあつたというお話であります  
が、両中城村からそういう申し入れがあつた訳でござい  
ますか。

市長～はい

5 番～これは相当以前において、なされた訳ですか。

市長～中城の村長さんからは南部会館で市町村の幹部の研修の  
あつた場合にも、あなた方はまだ準備出来ないのか、もう早く起業草にかかつたがいいと思うがと、それから北  
中城ではさとうの折衝の問題に行く前に村長さんは助役にいざれ宜野湾からそういう連絡が来るはずだから早く  
その起草の場合には助役で代つて行つて、起草もする様にという連絡があつたというので、電話でもつてまだ宜  
野湾の態度はまだかまだかというふうに、どちらかとい  
うと促進協議会を早く作りたいと思うんだが、宜野湾の  
準備はまだなのかなというふうに2～3回にわたつて呼び  
かけられておりますので、そういうかつこうであります  
別に公文や或は何かでもつてその来た訳じやありません

5 番～それならば、元程連絡したいという意味は、促進法に基  
づく促進協議会の設置をしようという申し入れであるの  
かという私の質問にいたして、そうであるという御説明  
がありました。しかし今のお話によると、以前において何回か両中城村から協議会設置について申し入れが  
あつたのが、事実であればこちらからの申し入れじゃなくして、向こうの申し入れに受けて立つというのが事実で  
ある訳でございますね。それならば分りました。1つつけ加えておきます、そうであるならば、その様に1つ答



弁なさつて下さい。私は向こうからそういうふうに過去において1段も申し入れみた様なのがないにかかわらず積極的でない宜野湾市から協議会設置方の申し入れをするというの、どうもふにおちなかつたので聞いた訳であります。分りました。

3番～議長にお伺いいたしますが、宜野湾市においては既に都計のマスター・プランが出来てロータ化地帯とか或は工業地帯、中央公設市場とか、そういう宜野湾市の現在の構想のもとににおいて計画されている訳でありますが、この3市村が合併するにおいて、その都計がある程度構想が變るということは私は考えておりますが、變る様なことはございませんか。例えば住宅地域或はこちらに持つて廻行きたいとか、そういう様な大きな構想のもとに計画が變更すると思いますが、それについて議長として技術的にそのままいか、或は大3市村を合併しての大きな宜野湾市としての構想で継り直す必要があるかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

議長～只今の御質問にお答えします。都市計画のプランは既に宜野湾市地域について計画されておりますが、今度合併した場合のことを考えて、いずれ地域が大きくなりますので、そのプランに従つて、問題となるということは考えられると思います。所が現在のプランにしても、只宜野湾市だけで計画されているんじやなくして、ある程度の都市の融通けんを考えての計画でありますので、多少の修正はあっても全然變更になるということはありません。

3番～その面において、現在の中央公設市場がかたよるとか、或はその住宅地域になつてある所が商業地域に變更すべき所があるとか、或は工業地域がその住宅地域或は商業地域にこの大きな變更があると思いますが、それに対して根本的に變動を打ち出されることはいかどうかですね。

建設課長～用達地域の開拓をありますか、これは用達といふ条件にと、大別的に地理的条件とか、それからその立地条件によつて大体定められておりますので、今の今開拓する二村におきましても、その2村が急に都市的な形態になるという場合は餘々にしか来ないものであります。それですぐに合併して工場地帯が向こうに出来るとということはまだこれから先きのことでありますので、当分現状で充分進むんじやないかと思います。

3番～市が町村会合する場合においては市の唇脣としては、どうしても市を合併しなければならないの發展は山米んという様な大きな見地から合併を打ち出さなきやいかんと思ひますが、その場合にあなたが現在の技術面から、現在の豊橋市としてあの日本からこられた方の動向によつて経済的問題である程度この中城城の一帯のけん内は入つておつたと思うのですが、ずっと東海岸までの範囲はなかつたと思うんですが、これに対して大きな要因があると思いますが、これに対するお考へはどうですか。

建設課長～宜野湾市が今度合併しまして大きな宜野湾市になつた場合には、必ず考へられるることは東と西に港を持つことになります。それをいかにして生かすかという問題が必ず第1考へられるんじやないかと思ひます。それと更に1つ問題が非常に困難であります。それをいかにして宜野湾市の現在の道路と結びつけるかという2点が大きな問題であります。それが日途がつきまして後は、その地域におゆる計画というものが、連結されるんじやないかと、それで具体になつて発展するというふうに考えられる段であります。その意味では現在の都市計画がそのまま推進していくというふうに考えております。

3番～都計上ですね、この宜野湾の中心地はどうも住宅地帯はせまいから、新しい中城の方に移したいとか、財源を持ちたいとか、そういう考への都計でなくて、單なる合

建設課長～用途地域の問題であります、これは用途といいますと、大局的に地理的条件とか、それからその立地条件によつて大体定められておりますので、今の今度合併する二村におきましても、その2村が急に都市的な形態になるという場合は陰々にしか示ないのであります。それですぐに合併して工場地帯が向こうに出来るということはまだこれから元気のことでありますので、当分規制で充分進むんじやないかと思います。

3番～市が町村合併の場合においては市の構想としては、どうしても市を合併しなければやまらの発展は出来んという様な大きな見地から合併を打ち出さなきやいかんと思ひますが、その場合にあなたの現在の技術面から、現在の宜野湾市としてあの日本からこられた方の町言によつて経済けんの問題である程度この中城城あと一帯のけん内は入つておつたと思うんですが、ずっと西海岸までの範囲はなかつたと思うんですが、これに対し大きな要因があると思いますが、これに対してのあなたのお考えはどうですか。

建設課長～宜野湾市が今度合併しまして大きな宜野湾市になつた場合には、必ず考え方されることほ東と西に面を持つことになります。それをいかにして生かすかという問題が必ず第1考え方されるんじやないかと思います。それと更に13号線が非常に開設であります。それをいかにして誕生宜野湾市の現在の道路と結びつけるかという2点が大きな問題であります。それが目途がつきまして後は、その地域におゆる計画というものが、進展されるんじやないかと、それで具体になつて進展するというふうに考えられる訳であります。その意味では現在の都市計画もそのまま推進していくというふうに考えております。

3番～都計上ですね。この宜野湾の中心地ではどうも住宅地帯はせまいから、新しい中城の方に移したいとか、構想を持ちたいとか、そういう考え方の都計でなくて、單なる合



併すればそういう話びつきをしたいというそういうお考  
えであるかですね。又大宜野湾市を建設するためにこう  
いう地域に工業を移しさえすれば、発展があるとか、そ  
ういう様な計画はないもんであるかですね。

建設課長～これは地理的条件に相当左右されまして、すぐ地域が  
土地が安いからという考え方ではちよつといかないのであ  
ります。それでそのためにすべての条件がそろつてい  
ないといかないと、そういう意味からすれば、これから  
促進委員会によつても大きな懸念がねられると思うんで  
す。その時に充分検討して行きたいというふうに考えて  
おります。

3 番～市長にお伺いしますが、日本の都市の合併の場合の例に  
おきましても、その市がどうしてもこれは那覇市も同じ  
であります、市に収容しきれない自分の時代の都市を  
是非元気させるためには、隣村を合併するという様な大  
きな懸念で、この合併という問題が日本では必ず持ち上  
がつてゐる訳であります、現在市長のお考へおられる  
宜野湾市として北中城、中城を合併・包含しなければい  
かんという具体的の何かお考え懸念がありましたら一つ  
お願いしたいと思つております。

市 長～最初に懸念といえば最初にも申し上げた様な日本からの  
技術者の方の助言のとおり将来の経済けんとしてはここ  
は含めるべきであるというので、要請も一緒にしようと  
いう考え方でありますと具体的などこにどういうものを作  
り又どういう工事をするというふうな具体的な計画はま  
だ出来ておりません。

3 番～只合併そういうけん内に含めたいというだけですか。

市 長～はい。そしてその事業とか計画はこれから立てていくと  
いうことであります。

3番～は妙分りました。おやじさんによると、カナダのうねび  
の事で、お手を貸して貰ひました。お手を貸して貰ひました。

5番～建設課長に面接いります。先程市長は合併準備を、いわゆる進めて行きながらでも、都計事業に對し支障はないと思つた頃がごく最近であります。但当課長としての見解を一つ聞かせて下さい。先程市長は合併準備をいわゆる妹妹として都計事業もやれると言ふお考え方でお聞きしましたが、建設課長の担当課長としての見解をお願いします。合併準備、先程市長さんのご答弁では開業得れば任期内に実現させたいとそういうふうな答弁がありましたが、その場合向う二ヶ年以内に合併実現と云ふうな次ぎな事実に基づかる段でございますが、それで前既定方針通り都計事業は遂行出来るか出来ないか、それを担当課長の方から一つ貴方の見解を一回おきで下さる旨の上に、この辺で、この辺でござりして、この辺でござりまして建設課長～具今の都市計画事業は現在プランにまつて進められておりますが、もう計画よりもむしろそれから復興といふのが山越に来たという感じを受けさせておりますがそれで各地域施設において開発をして行くと云ふうに編成あるの部勢に入つていると云うことでありますから、計画そのものは路に沿んであると、更に地盤が歩くなればその地盤によつてもまだ計画を延ばして行くと云うことありますので、別に支障はないと言ふうに考えます。

5番～建設課長も結局市長と同様を考えてあります。計画とその計画されたあらゆる事業を実施に移す場合のいわゆる実質と二つ比較した場合はどちらが大やすいと思ひますか？今まででは計画の段階これから計画そのものを実現させるためのいわゆる実施の段階に入りますが、より忙しくなるのか、それとも計画を完了するまでの過程そういう後悔と同じ様な状態で出来るか、出来ないか実施の場合ですね。

建設課長～実施の場合は予算が作らう訳であります。それで実施そのものがその推進がうまく行つているかどうかと云うのは、大きく云えば予算に左右されるのが大きい訳です。それでその予算の獲得が充分目途がつけば、まして遅く

3 番～はい分りました。

5 番～姉設課長にお伺いします。先程市長は合併事業にいわゆる進めて行きながらでも、都計事業に別に支障はないと言つた様なご説明であります。担当課長としての見解を一つ聞かせて下さい。先程市長は合併事業といわゆる併行して都計事業もやれると云うお考え方であります。が、姉設課長の担当課長としての見解をお願いします合併事業、先程市長さんのご答弁では出来得れば任期内に実現させたいとそういうふうな答弁がありました。その場合向う二ヶ月以内に合併実現と云うふうな大きな事業にぶつかる訳でございますが、それで専規定方針通り都計事業は遂行出来るか出来ないか、それと担当課長の立場から一つ貴方の見解を一つ聞かして下さい。

姉設課長～只今の都市計画事業は現在プランによつて進められておりますが、もう計画よりも、むしろこれから実施というものが山場に来たという感じを受けております。それで各地域において開発をして行くと云うふうに細部りの部分に入つていると云うことでありますから、計画そのものは既に済んでおると、更に地域が多くなればその地域によつてもまだ計画を延ばして行くと云うことありますので、別に支障はないと云うふうに考えます。

5 番～姉設課長も総局市長と同様な考えておりますが、計画とその計画されたあらゆる事業を実施に移す場合のいわゆる実情と二つ比較した場合はどちらがたやすいと思ひますか。今まででは計画の段階これから計画そのものを実現させるためのいわゆる実施の段階に入りますが、より忙しくなるのか、それとも計画を完了するまでの過程そう云う段階と同様な状態で出来るか、出来ないか実施の場合ですね。

姉設課長～実施の場合は予算が伴なう訳であります。それで実施そのものがその推進がうまく行っているかどうかと云うのは、大きく云えば予算に左右されるのが大きい訳です。それとその予算の獲得が充分目途がつけば、さして遅く



なると云うことはないと思います。

5 番～分りました。

議 長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議長～再会致申す。(午前11時43分)

5番～合併調査会員として合併の調査をなされた助役にお尋ね致します。監査案件の参考資料として添付されている合併調査会の答申書についてあります。その中の合併で有利になる事項について3枚目であります。そこで(1)から(6)まで項目を別にしてされておりますが、これは自係市町村が合併した場合にはこういうふうに有利になるといつた所のとこの合併自係の市町村に当てはまる一般論であります。当市においては合併したら有利になるかならないかを現在の都計事業と関連された所をもつと切り下げる調査すべきじやなかつたかと私は思ひます。そこで過去において合併を済んだ自治体がありますがそこに対して合併後、合併前もそういう自治体の大きな事業に対しても合併したからどうう理由によつて政府の方で優先的に政府事業を施してもらつたとか。或は市町村に對して事業に補助金を補助してもらつたとか、そういうつた事を実績について調査なさつたかどうか、その辺をお伺いします。

助役～この問題につきましては、宜野湾において合併を進めて良いかどうかと云ふうな監査の何に對しての調査会でございましたがしたが、当調査会としましては合併して良いかどうかという問題について具体的にどういうふうな有利の点があるから進めるべきである。そういうふうな答えを出す為の調査というよりも、むしろ合併についていかにすれば合併がスムースに行われて行くかというふうな点について調査を進めた段でございまして、その調査の結果としましては、結局答申書の方で参考資料として提出されておる通りでござりますが実績につきましては、あくまでも合併そのものはその独自の市町村の立場において自主的に取り扱われるべき問題であります。政府が補助金を出すからどううのうのと云つて合併するそろ云うふうな見地に立つての合併と誤るのはあり得ないんじやないかとこう云う事からしてその調査についても流されておると云う事実は覺えてございますが、どう

議長～再会致します。(午前11時43分)

5番～合併調査会長として合併の調査をなされた助役にお尋ね致します。該問案件の参考資料として添付されている合併調査会の答申書についてであります。その中の合併で有利になる事項について3枚目であります。そこで(イ)から(亥)まで項目を別にしてされておりますが、これは関係市町村が合併した場合にはこういうふうに有利になるといつた所のどこの合併関係の市町村に当てはまる1観察であります。当市においては合併したら有利になるかならないかを現在の都計事業と関連された所をもつと判り下げて調査すべきじやなかつたかと私は思います。そこで過去において合併を済んだ自治体がありますがそこに對して合併後、合併前もそういう自治体の大きな事業に對して合併したからという理由によつて政府の方で優先的に政府事業を施してもらつたとか、或は市町村に對して事業に補助金を補助してもらつたとか、そういう事を実績について調査なさつたかどうか。その辺をお伺いします。

助役～この問題につきましては、宜野湾において合併を進めて良いかどうかと云うふうな諮問の何に對しての調査会でございましたがしたが、当調査会としましては合併して良いかどうかという問題について具体的にどういうふうな有利の点があるから進めるべきである。そういうふうな答えを出す為の調査といふよりも、むしろ合併についていかにすれば合併がスムースに行われて行くかというふうな点について調査を進めた訳でございまして、その調査の結果としましては、結局答申書の方で参考資料として提出されておる通りでございますが実績につきましては、あくまでも合併そのものはその独自の市町村の立場において自主的に取り扱われるべき問題でありますて政府が補助金を流すからどうのこうのと云つて合併するそく云うふうな見地に立つての合併と區別のはあり得ないんじやないかとこう云う事からしてその調査についても流されておると云う事実は分る訳でございますが、どう

云うふうにいくらずつ流されておると云うふうな点まで  
は調査しておりません。その件につきましては政府の方  
で資料は持つておると思つておりますので必要であれば  
政府の方から資料を取りよせたいと思つております。

5番～補助金が漏されるから合併する。漏されないからしない  
と云う立場からじやないと云うふうな點をありました  
が、お隣の通りであります。合併やる目的は先程市長に  
対する答弁の中で私が申し上ました様にあくまで促進法  
をうたわれている通りであります。私が念を押して  
お聞きしたのは合併で有利になる事項についてと云う所で  
所で(イ)から(ホ)まであります。その中には都計事業  
で有利になると云う事は一言も何ともなりません。と云  
事は合併しても都計事業に対して有利になる点はなきと  
云う事でありますか。そういうふうに解しやすくしてよろ  
しい段ですね。

助役～そう云う意味ではございません。その顔に付ましては新  
市町村組織と云う事に付ましては結局今先から市長の方  
から答弁がありました様に合併市町村において新都市計  
画と云うのがなされる段でございますが。その方は政府の  
助員を得て又政府の方の運動の關係もありますのである  
事実はおきましたは認可のかつ督そこの方が監察され  
ますので結局はこれでもつて都計圖の方が阻害される  
とかくそういう事は絶対にないんじやないかと又どつも  
かと云えば政府の施策として打消されておる以上は市町  
村としましても。そう云う面に時機をともえ至やつ  
方が良いんじやないかと云う極めてざいをして全然有利  
なる点がないと云う事でないんじやないかと思つております。

5番～とにかくこうしてねぎわざプリントにして資料として配  
布されておりますからには不利になる点、有利になる点  
を別々に項目をかかげてあります。私は都計事業  
を間違させないでの宜野湾市の合併問題と云うのは  
あります。そこでなぜ合併した場合に都計事業  
が果してどう云うふうにかかるか位は調査してもらえ

云うふうにいくらずつ流されておると云うふうな点までは調査しておりません。その件につきましては政府の方で資料は持つておると思つておりますのでござ必要であれば政府の方から資料を取りよせたいと思つております。

5番～補助金が流されるから合併する。流されないからしないと云う立場からじやないと云うふうな説明であります。お説の通りであります。合併やる目的は先程市長に対する答弁の中で私が申し上ました様にあくまで促進法1条にうたわれている通りであります。私が愈を押してお聞きしたいのは合併で有利になる事項についてと云う所で所で(イ)から(末)までありますが、その中には都計事業で有利になると云う事は一言も何ともありません。と云事は合併しても都計事業に対して有利になる点はないと言ふ事でありますか。そういうふうに弊しやすくしてよろしい誤ですね。

助役～そう云う意味ではございません。その間に付ましては新市町村舞説と云う事に付ましては総局今先から市長の方から答弁がありました様に合併市町村において新都市計画と云うのがなされる誤でございますが、その方は政府の助言を得て又政府の方の援助の關係もありますのである誤におきましては認可のかつ好でこの方が設定されますので総局はこれでもつて都市計画の方がリ善されるとか、そういう事は絶対にないんじやないかと又どつつかと云えは政府の施策として打出されておる以上は市町村としましても、そう云う面に時期をとらえてやつた方が良いんじやないかと云う何でございまして全然有利になる点がないと云う事でないんじやないかと思つております。

5番～とにかくこうしてわざわざプリントにして資料として配布されておりますからには不利になる点、有利になる点を別々に項目をかかげてありますが、我々は私は都計事業を関連させないでの宜野湾市の合併問題と云うのはありえないと思ひます。そこでなぜ合併した場合に都計事業が発してどう云うふうになるか位いは調査してもらえ

なかつたかどうかと申しますのはすでに合併した市町村  
が2つか、3つありますし那覇市の場合も少額これは  
首領的都市であると云う關係もあるつてそのまま此報して  
資料にはならんかと思ひます。それよりも那覇市が  
合併した後として那覇市の都計事業も進行しつつあり  
ますのでその道と関連させて那覇市に對する補助金が政  
府でどの位考慮がはらわれたかどうかを実績で調査して  
もらいたかつたのであります。その本意願においてと  
に不利になる点にも有利になる点にも何の一書もふれて  
ないために何が要請があるのかと黙つて私は今聞く眼で  
あります。結局それじや当局としましては別に合併した  
場合には合併しないでそのままの地方自治体として都  
計事員を進めるよりもはるかに良くなると云つた様なそ  
う云ふような考え方ではない誤でございますね。あるかない  
いか考らなければ財源をとらえるのに非常に重要でありますからこう云う時期において政府の關係面或は立法院  
の關係面にそのへんの意向を行なうする程度まではやつ  
てもらえそうだと懸念は思いますが、宜野湾市そのためであ  
りますからもちろん先程財務省さんが云われた様に合併する  
しないと云うのは、そんな問題とは関連立せてもいかない  
と見んでますが、裏面からは、もあ論どれは促進法に  
関連した所の新しく整れた地方自治体に對する被設施の  
補助金と、それと関連しない他の法に基づく所の補助  
金色々なのがある誤でございますが、私がお聞きしてわ  
るのは促進法の申にある色々の補助金の本文と関連して  
那覇市に支出された補助金があるかどうか。そういうつ  
たそのへんの事におなりじやないですか。3つからつの  
關係本文があります。促進法に補助金に関する本文が合  
併する前のいわゆる合併するための準備段階におよての  
補助金合併した新らしい市町村の建設等費に對する政  
府の考慮。そう云つたものもうたわれておりますが、そ  
の法が長かされて実際には那覇市はその恩恵直を受けた事  
があるかどうか、そう云つた様な実際面まで立ちかたつ  
て調査なされたかどうかその辺が聞きたい誤でございま  
す。さういふ事でござるが、さういふ事でござるが、

なかつたかどうかと申しますのはすでに合併した市町村が2つか、3つかありますし那覇市の場合もち論これは首都的都市であると云う關係もあつてそのまま比較して資料にはならんかと思いますが、それよりも前那覇市が合併した後そして那覇市の都計事業も遂行しつつありますのでその辺と関連させて那覇市に対する補助金が政府などの位考属がはらわれたかどうかを実績で調査してもらいたかつたのであります。その際においてここに不利になる点にも有利になる点にも何の一言もふれてないために何か事情があるのかと思つて私は今聞く訳であります。結局それじや当局としましては、別に合併した場合には合併しないでそのままの地方自治体として都計事業を進めるよりもはるかに良くなると云つた様なそういう云うふうな考え方ではない訳でございませんね。あるかないか分らなければ時期をとらえるのは非常に重要でありますからこう云う時期において政府の關係面或は立法院の關係面にそのへんの意圖を打さんする程度まではやつてもらえそうだと私は思いますが、宜野湾市のためでありますからもち隠先程助役さんが云われた様に合併するしないと云うのは、そんな問題とは関連させてもいかないと思ふんですが、表面からは、もち論これは促進法に関連した所の新しく生れた地方自治体に対する施設業の補助金とか、それと関連しない他の方に基づく所の補助金色々なんのがある訳でございますが、私がお聞きしているのは促進法に中にある色々の補助金次の条文に関連して那覇市に支出された補助金があるかどうか。そういうふたそこのへんの事はお分りじやないですか。3つか4つの關係条文があります。促進法に補助金に関する条文が合併する前のいわゆる合併するための準備段階においての補助金合併した新らしい市町村の建設事業費に対する政府の負担、そう云つたものもうたわれていますが、その法が生かされて実際に那覇市はその恩恵を受けた事があるかどうか。そう云つた様な実際面まで立ちいたつて調査なされたかどうかその辺が聞きたい訳でござります。

助役～那覇市の方ではそう云う傾向にあります。糸満の方では合併についての補助だけが今なされておるんであつて新都市建設についての補助は糸満の方が行えている様な実感の發生きて至つてないと云う事でございます。

◎番～つまり合併実現までの必要な補助金ですね。糸満は、

助役～実現後も合併についての問題まで行つております。しかし那覇市の補助については当局が考えておる箇所まで実現してないと云うことです。

◎番～はい分かりました。さあそれから次に質問です。

議長～休憩致します。（午前10時55分）

議長～再開致します。（午後2時25分）

議長～出席18名であります。午前にひき続き本題間に附す。  
質問を続行致します。

◎番～政府の政策がどうあろうとも自主的に本題問題については推進して行くべきだと云うふうに考えますが。しかし何と云つても今後崛起る新市町村建設と云つて様な大きな事業をかかえますのである程度は政府との協調成は又新市町村政府の考え方を尊重を開き出す必要があるんじやないかとこう云ふうに考える眞理からこの資料の中は添付されております所の報告書がまいりつておりますが。これを受けてから行政府あたりに有所なされた事があるかどうか、或は又今後の本市の事業振興の面で折衝なされたがどうか、それについてを聴取願います。

市長～報告を受けてから本市の事業計画と実際運営自体の事業について色々の問題で行つておりますが、合併後の事業としてはございません。

◎番～私がお伺いしておるのは、何も政府からこう云つた様な

助 役～那覇市の方ではそう云う傾向にあります。糸満の方では合併についての補助だけが今なされておるんであつて新都市建設についての補助は糸満の方が考へている様な実施の段階まで至つてないと云う事でございます。

5 番～つまり合併実現までの必要な補助金ですね。糸満は。

助 役～実現も、実現後も合併についての問題まで行つております。しかし事業的の補助については当局が考へておる様な所まで実現していないと云うことです。

5 番～はい分りました。

議 長～休憩致します。(午前11時55分)

議 長～再開致します。(午後2時25分)

議 長～出席18名であります。午前にひき続き本語間にに対する質ぎを続行致します。

4 番～政府の政策がどうあろうとも自主的に本問題については推進して行くべきだと云うふうに考えますが、しかし何と云つても今後お起る新市町村建設と云つた様な大きな事業をかかえますのである程度は政府との協調或は又折衝或は政府の考え方を意図を聞き出す必要があるんじやないかとこう云うふうに考える意味からこの資料の中に添付されております所の勧告書がまいりておりますが、これを受けてから行政府あたりに折衝がされた事があるかどうか、或は又今後の本市の事業推進の面で折衝なされたかどうか。それについてご聴取願います。

市 長～勧告を受けてから本市の事業計画と宜野湾市自体の事業については色々の問題で行つてあります。合併後の事業としてはやつておりません。

4 番～私がお伺いしておるのは、何も政府からこう云つた様な

228

物語がみるからこれを過めるんだと云う。じやなくして  
かくかで必ずこの問題を通過して行くべきだと云  
う特徴は也有てあります。花がシガレ。幸いにして政府  
もバックアップするといふことは金面では有力あるんだと云  
つた様な被自由方に崇めたりますので、大臣等いなに前だ  
と思つてお忍しが、そう云つて見えた問題でこの問題  
を受けてから二月二十九日に受けて其後も着合せと今後も見る  
うる問題について答弁をいたがさうかを爲め聞きたい  
がんです。春節講演会に付いては是問題はこの問題を越  
えて答えておきながらも答弁を頂いておらずし、その  
答弁についても答弁を終めたかと思つておりますす  
が、答弁といへばこれかも知れぬ前の講演協議会につ  
いて年直中でも少しお聞きしましたが、この講演会の設  
置はどちらかとも言はば既成組織でありますればいひ  
ないんだと云うのが私の見ですが、大体いつ頃この會議  
は、一會が設置されるのかまことにいつお判りを申す。

吉 長～續りはさて席上御坐、後退講演会の詮問を受ける際会  
議が今まで済みほ遠慮でよろしいと云うふうな答えでも得  
たら何よりもうれしく思ひて進むて、そしや其質問の小冊員  
は、お詮題を終まつてあるの詮題が満足がなれどもその裏方を上  
述の問題にややを直ちに發足しないことを思つておますす  
（吉長～答へて）あくまで、その問題を終まつてお詮題を上  
題（吉長～詮題終了後すこしを卒後を餘ります）

吉 長～再開はしません（手をもと巻）

吉 長～本筋に対する質疑は大體つまら詮題が済ますので長板を  
お勧めするに御異論有りませんか（吉長～答へて）

（吉長～答へて）（吉長～答へて）

（具質なしと承認）

吉 長～詮題終了後すこしを卒後を餘ります

吉 長～詮題終了後すこしを卒後を餘ります

吉 長～詮題終了後すこしを卒後を餘ります



1番～本語同に対する賛成討論を行います。職後急速な議会状勢の要旨併び本宣野市と北中城、中城の3市村がその立地条件と経済収支文化的等の諸条件から致しまして、すでに1都市としてのけん内に包含せられているに到つてみります。1市2村と云うそれぞれの3つの自治体に分離されている地域を1市に合併する事により収入の3市村の持つておる行政能力の充実を図り地方自治の本質に進く住民の福しの増進に寄与し得る新市建設の基盤を確立する事は最早新時代の要求であります。当市における根本的政策の動向と云うべきであると私愚斟酌申す。合併の問題に關しましては本土自治体に過ぎましても法の制定時の昭和23年9月における9・8・9・5の市町村が30年3月末におきまして3・4・4・6と云う3分の1割合にまで減少致しまして、合併を実現し、大変良好な成果をあげた事でありますように何れの市町村においても合併前の反対の空氣と云うものは合併後の良い結果によりまして、うなづいている様な状態であります。本市におきましても合併調整会の調整結果でも明らかでありますようにまず第1に経営資源を活用に致しまして本市の経済活動を極めにする事が出来、本市の発展を圖る所のつい一の基盤となる都構計画についても地域の拡大により地域個々の特性を充分に生かし、それぞれの有無を組み合わせてより理想的な策作りが出来ると云う事と2番目に財政力が増大になり財政運営のタジ力強化が図られると云う事、3番目に合理的かつ適正な取扱い行政運営が図られ経費的経費の算定を算り経費的経費が増大すると云う事。

4番目に施設の統合整備によつて資金を効率的に使用し施設運営の合理化と施設の高麗化を図ることができ、さらに導入の集中的実施が可能となり相当量の単数事業が可能になつてくると云う事、5番目に政府の施策を徹底し仰上に反映すべく実績的なチヤンスをつかむ機会を求める事と云ふように上げられておりますようにその根本的な問題につきましては大綱合意を促進すべく確実を得たものだと云ふうに考へる點でございます。さら

1番～本諮詢に対する賛成討論を行います。戦後急速な社会状勢の変動伴い本宜野湾市と北中城、中城の3市村がその立地条件及経済社会文化的等の諸条件から致しまして、すでに1都市としてのけん内に包含されているに到つておあります。1市2村と云うそれぞれの3つの自治体に分離されている地域を1市に合併する事により従来の3市村の持つておる行政分野を質量共にます々増大せしめて新市の行政能力の充実を図り地方自治の本旨に基く住民の福しの増進に寄与し得る新市建設の基盤を確立する事は最早新時代の要求であり、当市における根本的施策の動向と云うべきであると私愚料致します。合併の問題に關しましては本土自治体におきましても法の制定時の昭和28年9月における9895の市町村が38年3月末におきまして3446と云う3分の1約数にまで縮少致しまして、合併を実現し、大變良行な成果をあげた事でもありますように何れの市町村においても合併前の反対の空氣と云うものは合併後の良い結果によりまして、うなづいている様な状態であります。本市におきましても合併調査委員会の調査結果でも明らかでありますようにまず第1に経済交流を活発に致しまして本市の経済活動を盛んにする事が出来、本市の発展を図る所のつい一の蒸癡たる都市計画についても地域の拡大により地域個々の特性を充分に生かし、それぞれの有能を組み合つてより理想的な街作りが出来ると云う事と2番目に財政力が増大になり財政運営のタント力性が増し対外的に信りよ性が増大し、より効率的な運営が図られると云う事、3番目に合規約かつ適正運営行政運営が図られ消費的経費の節減を図り投資的経費が増大すると云う事。

4番目に施設の新合整備によつて資金を効率的に使用し施設経営の合理化と施設の高度化を図ることができ、さらに事業の集中的実施が可能となり相当量の単独事業が可能になつくると云う事。5番目に政府の施策を住民に向上に反映すべき綿好なチヤンスをつかむ事が出来るという事と云うふうに上げられておりますようにその根本的な問題につきましては大變合併を促進すべく時宜を得たものだと云うふうに考へる誤でございます。さら

に又不利な点につきましても特に宜野湾市におきましても合併によつて不利がもたらされると云うような事は見当らないでござります。合併問題は政府の施策であるからすると云うことなくあくまでも自主的に行なうのが原則でござりますが、この合併の根柢を充分に打ちえまして、せつめくの政府の施策と助成を充分にとり入れて所の新道計画を打立てまして、新市百年の計を打立ててもらいたい事は私の最も熱望する所でござります。從いまして本問題にあります機に當宜野湾市が積極的に本合併問題に付きますて、イニシアチーブを取りその運営を1日も早く実現してもらいます様本問題に積極を表す者であります。

15番～結論から申しまして反対でございます。この露開事件にも出でておりますけれども市町村が減少だからと云う理由から上げられておりますけれども、いくら合併しようがいくら合併して路線網が大きくなるとは云うものの、しかし沖縄の市町村が現在非常に減少だといわれている理由抜けつて市町村の規模が小さいからと云う理由だけではないと考えております。政府が社とんとの需要に対し実行でなければ運営が無効になります。ところ云う事をおさない限りいくら合併しようが手取り早く云いますれば沖縄会作を1つの市にしようが決して何が出来る問題だとは考えておません。そして行政規模そのものが最も大きくなければなる程非常にその規模が経済的になります。ほんとうの依据との挿しよやくといふものはけつしてスムースにはいかないものと考えております。その例は那覇市、コザ市、宜野湾市を例に取つて見ればいかに住民にほんとの意味でのサービスと云う点から考えて見ましてもむつきする點であります。これはもち論理宜野湾市がむづつて都市的に規模が適当だとはもち論考えておりませんけれども本市は貝今非常に重要な役割にあります。先づ吉長さんは、香椎真に考へまして自備の筋を推進させましたけれどもこ

に又不利な点につきましても特に現宜野湾市におきまして合併によつて不利がもたらされると云うような事は見当らないでござります。合併問題は政府の施策であるからすると云うことではなくあくまで自発的に行うのが原則でござりますが、この合併の機運を充分にとらえまして、せつかくの政府の施策と助成を充分にとり入れた所の新市計画を打立てまして、新市百年の計を打立てもらいたい事は私の最も懸念ある所でございます。従いまして本諮詢にあります様に当宜野湾市が積極的に本合併問題に付きまして、イニシアチーブを取りその趣旨を1日も早く見現してもらいます様本諮詢間に全面的に賛意を表する者であります。

15番～結論から申しまして反対でございます。この諮詢案件にも出ておりますけれども市町村が弱少だからと云う理由から上げられておりますけれども、いくら合併しようがいくら合併して経済規模が大きくなるとは云うものの、しかし沖縄の市町村が現在非常に弱少だといわれている理由だけつして市町村の規模が小さいからと云う理由だけではないと考えております。政府が既とんどの事業に対しまして2割から4割と云う多數な対応費を持たなければ実質執行できないと云う政府の施策が無能ぶりが沖縄の市町村の財政規模を事業を圧迫しておるのであります。こう云う事をなおさない限りいくら合併しようが手取り早く云いますれば沖縄全体を1つの市にしようが決して能消出来る問題だとは考えておりません。そして行政規模そのものが最も大きくなればなる程非常にこの機構が感情的になりまして、ほんとうの住民との接しやすくというものはけつしてスムースにはいかないものと考えております。その例は那覇市、コザ市、宜野湾市を例に取つて見ればいかに住民にほんとの意味でのサービスと云う点から考えて見ましてもはつきりする訳であります。これはちつとも現宜野湾市がけつして都市的に規模が適当だとはもう論考えておりませんけれども本市は只今非常に重要な段階にあります。先づ市長さんは5番議員に対しまして自信の程を抱かれていましたけれどもこ

私は今までこの実績を挙えて馬鹿として余り偏見出来ないの  
であります。もう一つ大きな理由はこの合併と云う問題  
は現在の津軽の状勢をそのまま固定化すると云う大きな  
政治的なねらいがあるものと考えております。従いま  
して以上の理由からこの諮詢書を可とする答申に反対致  
す旨であります。

議長～他にありますか、なれば討論を行切りたいと思いま  
すが御異議ございませんか。

議長～御異議がございませんので左報決定致します。

議長～留休願を出します。（午後3時00分）

議長～再開致します。（午後3時15分）  
諮詢書より市町村合併の推進についてを説明に付します。

議長～原案を可として答申する事に賛成の方起立願います。

議長～賛成多数であります。よつて諮詢第1号は原案通り可と  
して答申することに決定致します。

議長～その旨にございませんか。

（なしと呼ぶ）

議長～全員が全部了承しましたので第21回宜野湾市議会  
● 議院運営を図る事に致します、長時間にわたりて審議を  
願いまして誠にありがとうございました。  
閉会致します。（午後3時39分）

上記会議録の抄録は、書記が記載したものであるが、その内容の  
正確であることを証するためここに署名する。

1965年3月8日

宜野湾市議会議長 佐渡綱吉  
監察議事監視員 伊佐美義  
議事監督名鑑員 竹川喜六

これは今までの実績を抑えて見まして余り信用出来ないの  
であります。もう一つ大きな理由はこの合併と云う問題  
は現在の神縄の状態をそのまま固定化すると云う大きな  
政治的なねらいがあるものと考えております。従いま  
して以上の理由からこの諮問案を可とする答申に反対致  
す訳であります。

議長～他にありませんか。なければ討論を打切りたいと思いま  
すが御異議ございませんか。

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～暫休憩をとります。(午後3時00分)

議長～再開致します。(午後3時15分)  
諮問第1号市町村合併の推進についてを参考に付します

議長～原案を可として答申する事に賛成の方举手願います。

議長～賛成多数であります。よつて諮問第1号は原案通り可と  
して答申することに決定致します。

議長～その旨にございませんか。

(なしと呼ぶ)

議長～全日程が全部終了致しましたので第21回宜野湾市議会  
臨時議会を閉る事に致します。長時間にわたりて審議を  
願いまして誠にありがとうございました。  
閉会致します。(午後3時39分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容の  
正確であることを証するためここに署名する。

1965年月日

宜野湾市議会議長  
議事録署名議員  
議事録署名議員  
川喜六